

## 2014年3月議会 提案理由説明（要旨）

2014年3月26日

まつざき 真琴

私は、発議者を代表して、「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書案」について、提案理由の説明を行います。

安倍首相は、自らを「選挙による国民の審判を受けた最高責任者」とし、集団的自衛権行使の容認に向け、閣議決定によって憲法の解釈の変更を行う意向を示しており、「国会での議論は閣議決定をしてから」と発言していますが、これは民主主義を履き違え、立憲主義を否定するものであります。

これまで、憲法解釈について、政府自身が「政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼がそこなわれかねないと考えられる」とし、自由に政府が憲法解釈を変更することはできないと説明してきました。

これまでの歴代政権において内閣法制局長官は、「集団的自衛権が行使できないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最低限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」とし、憲法上許されないとの解釈が定着しているものです。

17日に開催された自民党の総務懇談会では、解釈改憲に対する異論が噴出したと報道されています。村上誠一郎元行政改革担当相は「解釈変更は憲政に汚点を残す。憲法改正で堂々と議論するのが筋だ」と解釈変更への反対を表明し、「解釈変更に基づいて関連法が提出されるなら反対せざるを得ない」とまで明言しました。

憲法の基本理念にかかわる重要な問題について、憲法解釈によって変更することは、法治国家として許されるものではありません。

よって、政府に対して、「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書案」を提案するものです。議員各位の本意見書案への賛同を求め、提案理由説明を終わります。